

研究計画・評価分科会において実施する研究開発課題の評価について

令和 7 年 6 月
科学技術・学術政策局
科学技術・学術戦略官付

【研究開発課題の評価の実施方法】

研究開発課題の評価は、研究計画・評価分科会（以下分科会）で決定している実施方針（研究計画・評価分科会における研究開発課題の評価について）により実施。

（１）主な評価区分は、以下のとおり

- ・ 事前評価（原則、概算要求に先立って実施）
総額が 10 億円以上を要することが見込まれる新規・拡充課題
- ・ 中間評価（3 年毎を目安に実施）
事前評価を実施したもののうち、中間評価実施時期に当たる課題
- ・ 事後評価（原則、課題終了時に実施）
事前評価を実施したもののうち、事後評価実施時期に当たる課題

（２）評価の流れ

- ①分野別委員会等があらかじめ策定した分野別研究開発プラン（以下プラン）に基づいて分野別委員会等で評価を実施
- ②プランを分科会で審議・決定。プラン決定後、プランに基づき分科会において、分野別委員会等で実施した評価結果を分科会で審議・決定

参考：分野別研究開発プラン等について

○分野別研究開発プラン

文部科学省として実施する、各研究開発分野において重点的・戦略的に推進すべき研究開発の取組や推進方策を定めたもの
文部科学省の政策体系に沿って策定

○分野別研究開発プログラム

上記分野別研究開発プランにおける研究開発の取組や推進方策について、政策評価の体系における「達成目標」を踏まえて一定のまとまりで具体的に整理したもの

○研究開発課題

国が定めた政策や上記分野別研究開発プログラムの目的や目標を達成するために実施される個々の課題（事業等）